

一般社団法人 日本超音波検査学会 総会運営規程

平成 22 年 5 月 8 日 理事会承認（制定）

平成 26 年 6 月 14 日 理事会承認（改定）

第 1 章 総則

第 1 条 一般社団法人日本超音波検査学会の総会運営は、定款およびこの規程の定めるところによる。

第 2 章 構成員

第 2 条 総会は代議員をもって構成する。
この総会をもって社員総会とする。

第 3 章 権限

第 3 条 総会では定款第 4 章第 12 条の事項について決議する。

第 4 章 開催

第 4 条 総会は、定時総会として毎年度 1 回 6 月末日までに開催するほか、必要がある場合に開催する。

第 5 章 招集

第 5 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

総代議員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

第 6 章 議長および書記

第 6 条 仮議長は、理事長もしくは理事長が指名した理事が当たり、議長選出までの会議進行の責任をもつものとする。

第 7 条 総会の議長は、理事長または理事長が選任した代議員、書記は理事長が選任した代議員とする。

第 7 章 総会の成立

第 8 条 総会は、代議員の過半数以上の出席によって成立する。ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。その集計報告責任者は、総務委員長とする。

第8章 議長の宣言

第9条 議長は、総会の成立を宣言する。ただし、出席者が定数に満たないときは、休憩、散会または延会を宣言する。

第10条 議長は、案件を議題とするときは、その旨を宣言する。

第9章 発言

第11条 発言する場合は、議長に通告し、その指名を受けなければならない。指名を受けたときは、発言に先立ち、施設名および氏名を明確に発言することとする。

第10章 議案および動議

第12条 正会員が総会に議案を提出する場合は、その事由および要旨を文書で総会の7日前までに事務局に送付する。なお予算を伴う案件については、必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。

第11章 決議

第13条 決議を行うとき、議長は、その表決に付する問題を宣言しなければならない。

第14条 決議の順序は、議長がこれを決め、原案に最も遠い修正案より先に決議する。修正案がすべて否決されたときは、原案について決議しなければならない。

第15条 決議は、次の方法とする。

- 1) 拍手
- 2) 挙手
- 3) 起立
- 4) 無記名投票
- 5) 書面決議

第16条 決議は過半数の同意により決定する。

前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

第17条 表決を行ったときは、議長はその結果を宣言する。

第12章 規程違反

第 18 条 この規程に違反し、議長の注意に従わない者は、発言の停止または退場させることができる。

第 13 章 議事録

第 19 条 一般社団法人日本超音波検査学会事務局員 1 名を総会陪席者とし、これに議事録草稿を委託する。

第 20 条 議長および出席した代表理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 21 条 総会議事録は機関誌に掲載し会員に公表する。

第 14 章 傍聴

第 22 条 正会員は、総会に出席して議長の了解を得て意見を述べることができる。ただし、決議に参加することはできない。

第 15 章 補則

第 23 条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

この規程は、平成 22 年 9 月 1 日より施行する。